

令和5年度 第3回 砂川市立小中学校統合準備委員会 次第

日 時 令和5年9月5日（火） 18:00～

場 所 砂川市役所 2階大会議室

1. 開 会

2. 挨拶 統合準備委員会会長

3. 報告事項

- ・砂川市義務教育学校建設基本設計書（案）のパブリックコメント結果について
- ・砂川市義務教育学校建設基本設計書の策定について
- ・砂川市義務教育学校建設オープンハウスの開催について
- ・砂川市義務教育学校建設基本設計書（案）教職員説明会の開催について
- ・砂川市義務教育学校の学校名募集について

4. 協議事項

- ①「砂川市スクールバス利用の手引き」の改定について
- ②スクールバスの運行について

5. そ の 他

6. 閉 会

別添資料

- 別添1 砂川市義務教育学校建設基本設計書（案）のパブリックコメント結果について
- 別添2 砂川市義務教育学校建設 基本設計書 [概要版]
- 別添3 砂川市義務教育学校建設オープンハウス開催報告

砂川市義務教育学校建設基本設計書（案）

のパブリックコメント結果について

【期 間】 令和5年7月6日（木）～8月7日（月）

【場 所】 砂川市役所・公民館・総合体育館・海洋センター・地域交流センターゆう
南地区コミュニティセンター・北地区コミュニティセンター

【意 見】 4件（4人） ※詳細別紙

砂川市義務教育学校建設オープンハウスの開催について

【日 時】 令和5年7月30日（日） 9：45～14：00

【場 所】 砂川遊水地管理棟（防災フェスティバル）

【参加者】 VR体験者 80名

砂川市義務教育学校建設基本設計書（案）

教職員説明会の開催について

【日 時】 令和5年8月2日（水） 15：00～17：40

【場 所】 市役所2階大会議室

【参加者】 教職員 21名（小学校教諭 14名・中学校教諭 7名）

砂川市義務教育学校の学校名募集について

【募集期間】 令和5年9月1日（金）～令和5年10月2日（月） ※必着

【応募資格】 ①砂川市にお住まいの方
②砂川市の新しい学校を応援する方
③砂川市の小中学校に通う児童生徒及びその保護者
④砂川市にお住いの未就学児童及びその保護者

【応募方法】 メール、郵送、持参、FAX、応募フォーム ※複数応募無効

「砂川市スクールバス利用の手引き」の改定について

◎改定の理由

小中学校に新しい保護者アプリが導入され、スクールバスの乗降車管理方法が変更となるため、「砂川市スクールバス利用の手引き」を改定

◎導入するアプリ『CoDMON（コドモン）』とは

新しく導入する『コドモン』では、学校からの通知の他に、保護者から学校への欠席連絡など、学校と保護者間でのメッセージの送受信やGPSを活用したスクールバスの位置情報管理が可能

◎コドモン導入によりできること

『コドモン』の利用により、次の3点のようにスクールバスの運行をサポートし、スクールバスを利用して通学する生徒達の安全性を高めることが可能

①スクールバスの乗降車管理

今までは運転手が紙媒体で乗降車管理を行っていたが、コドモンを導入することにより、タブレットを使用し、データで乗降車管理を行うことが可能

②保護者への乗降車通知

生徒がスクールバスの乗降車時に、乗車証のQRをタブレットに読み込むことで、アプリを通して保護者へ通知（ただし、入退室管理の機能を活用するため、保護者への通知文は「乗車しました」「降車しました」とはならない）

③スクールバスの位置情報を表示

保護者がアプリからスクールバスの位置情報を確認可能

◎今後のスケジュール

- ・ 9月上旬 事務局試験運行
- ・ 9月中旬 「砂川市スクールバス利用の手引き」及び「乗車証（砂川市スクールバス運行に関する要綱）」の改定
- ・ 10月上旬 生徒・保護者への説明（周知）、コドモン運用開始

スクールバスの運行について

1 今後の協議事項

項目	内容	確認
対象者	義務教育学校は、小学生及び中学生が乗車対象となるため、基準を再度検討	
一般利用	児童生徒の専用車両として運行するか、日中の一般利用も含め運行するのか検討	
利用料金	無料か有料	
停留所	運行経路及び安全性を考慮し選定	
運行回数	登校時は1便、下校時は2～3便	
休日運行	学校の全体行事、部活動便の運行について	
その他	通学に係る支援策やマニュアル等の策定	

2 検討スケジュール

協議事項	協議時期	
①対象者について	9月～11月	第3～5回委員会
②利用料金、一般利用について	12月～3月	第6回委員会～
③停留所、運行経路について		
④運行回数等の運行内容について		
⑤その他について		

3 本会議の協議事項

項目	内容	確認
対象者	義務教育学校は、小学生及び中学生が乗車対象となるため、基準を再度検討	

○ 利用対象者の考え方について

文部科学省が策定した、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では以下のように示されています。

【通学距離による考え方】

- ・ 国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校で、おおむね4 km以内、中学校では、おおむね6 km以内という基準を、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、通学条件を通学距離によってとらえることが一般的となっている。
- ・ 通学距離とストレスとの関係を調査した研究によると、上記の通学距離の範囲においては、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、ストレスが大幅に増加することは認められなかったため、上記の基準はおおよその目安として妥当性がある。ただし、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれる。

【通学時間による考え方】

- ・ 通学時間の観点から通学条件の基準を調査、また過去の統合事例を分析した内容によると、おおむね1時間以内と設定している例が多いことが分かった。ただし、交通機関の活用が毎日の徒歩時間を減少させ、体力低下等の課題を生じさせている事実もあり、長時間バスに乗った状態から学校での活動に入るために心身の状態を円滑に切り替えていく観点から、学校到着後に軽い運動を行う時間を設けている学校もある。よって、適切な交通手段の確保及び長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について「おおむね1時間以内」を一応の目安としている。

【各地域における主体的検討の重要性】

- ・ 各地域が抱える課題や実情は様々であることから、通学距離や通学時間についても機械的に考えるのではなく、児童生徒の発達段階、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件、学校統合によって生じる様々なメリット、通学時間が長くなることによるデメリットを緩和したり、解消したりする方策の可能性、その際の学校・家庭・地域・行政の役割分担の在り方などの観点を全体的に勘案して、総合的な

教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、検討を行う必要がある。

【文部科学省が定める「へき地児童生徒援助費等補助金要綱」】

- ・ 通常は小学校 4 km、中学校 6 km以上が遠距離通学とされているが、豪雪地帯においては半分の距離（小学校 2 km・中学校 3 km）が遠距離通学と規定されている。

※ 砂川市は豪雪地帯

○ 基準別の利用対象者数等について

【おおむね 小学生 4 km以上・中学生 6 km以上】※ 詳細別紙 1

- ・ 基準の考え方として、
 - ① 国の定める通学距離の基準であること
 - ② 通学距離に関する研究から、気象等に関する考慮要素が比較的少ない場合、上記基準による通学で、ストレス増加は認められないこと

【おおむね 1st ステージ 2km・2nd ステージ 3km・3rd ステージ 4km 以上】※ 詳細別紙 2

- ・ 基準の考え方として、
 - ① 砂川市が豪雪地帯であることを踏まえ、児童生徒の負担とならない、おおむね 30 分～1 時間の通学時間であることや、体力の低下等のデメリット解消のため、義務教育学校開校後の各ステージや発達段階に応じた基準

【おおむね 小学生 2 km以上・中学生 3 km以上】※ 詳細別紙 3

- ・ 基準の考え方として、
 - ① 冬季期間の通学支援を主軸とし、へき地児童生徒援助費等補助金における豪雪地帯の要件を準用し、年間通して負担の少ない基準

○ 事務局案について

- ・ 前述を踏まえ、事務局としては、

【おおむね 1st ステージ 2km・2nd ステージ 3km・3rd ステージ 4km 以上】 もしくは

【おおむね 小学生 2 km以上・中学生 3 km以上】 のいずれかを原案と考え、

各委員の皆様のご意見を頂戴し、再度内部精査した上で最終案を提示することとしたい。